

特定悪臭物質の排出規制基準

物質名	規制値 [ppm]	規制区分			におい
		境界	排気	排水	
アンモニア	1.0	○	○	—	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	○	—	○	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	○	○	○	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	○	—	○	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	○	—	○	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	○	○	—	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	○	—	—	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○	—	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	○	—	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	○	○	—	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○	○	—	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	○	○	—	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	○	○	—	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3.0	○	○	—	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1.0	○	○	—	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	○	○	—	ガソリンのようなにおい
スチレン	1.0	○	—	—	都市ガスのようなにおい
キシレン	0.4	○	○	—	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	○	—	—	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	○	—	—	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	○	—	—	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	○	—	—	むれた靴下のようなにおい

規制値は敷地境界線の規制値を記載している。

排気の規制値は悪臭防止法施行規則第3条で定める方法により算出する。

排水の規制値は悪臭防止法施行規則第4条で定める方法により算出する。